

河東第三幼稚園 預かり保育について

保護者の就業等家庭の事情により、家庭での保育が困難と認められる園児に対し、下表のとおり預かり保育を実施しています。利用には、別途申請が必要となるため、入園決定後、改めてご案内いたします。

実施時間及び期間	利用料金	
	月額利用 (長期休園日は期間利用)	都度利用
保育時間開始前 (7:30~8:30)	1,500 円	1 時間当たり 150 円
保育時間終了後 (14:00~17:00) ※午前保育の場合は 11:00~	4,500 円	
長期休園日 (8:30~14:00)		
学年始休園日 : 4/1~4/6	1,600 円	
夏季休園日 : 7/21~8/24	10,000 円	
冬季休園日 : 12/24~1/7	2,800 円	
学年末休園日 : 3/21~3/31	2,800 円	

※実施期間の内、土・日・祝日、12月29日~翌年1月3日、他に園長が指定した日は除きます。

※預かり保育は保護者送迎となります。

※「施設等利用給付認定申請書」及び「保育の必要性を証明する書類」、その他必要書類を提出し保育の必要性の認定を受けた場合は、認定期間中の預かり保育料は無償化の対象となります。

※無償化の対象となる預かり保育料は月ごとに算定し、無償化の上限額は、
利用日数×450円、かつ一ヶ月あたり11,300円です。

※「保育の必要性の認定事由」及び「保育の必要性を証明する書類」は別紙を参照してください。

○問い合わせ先

こども保育課 Tel 39-1239 河東第三幼稚園 Tel 75-2976

別紙

「保育の必要性」の認定事由

保護者の状況	保育の必要性の事由	認定の有効期間	保育の必要性を証明する書類
働いている方	保護者が家庭内外で仕事をしている場合 ※月 64 時間以上の就労で認定	就労の期間	就労証明書（所定様式） ※追加で雇用契約書を提出していただく場合があります。
妊娠・出産	母親が妊娠・出産前後で安静が必要な場合	出産予定日から前 6 週間、後ろ 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子手帳の写し（父母の氏名及び出産予定日が記載されているページ） ※ただし、出産予定日の 6 週間前（多胎妊娠の場合は 14 週間前）以前に希望する場合は、医師の診断書も提出のこと
保護者の疾病等	保護者が、病気、負傷又は心身に障がいがある場合	最長 3 年間（就学前まで）	医師の診断書、身体障害者手帳の写し等
同居親族の介護等	同居親族（長期間入院等している親族を含む。）を常時介護又は看護している場合	最長 3 年間（就学前まで）	医師の診断書、身体障害者手帳の写し、介護休業証明書等
災害復旧への従事	火災、風水害、地震等の災害の復旧に当たっている場合	最長 3 年間（就学前まで）	お問い合わせください
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	最長 90 日が経過する日が属する月の末日まで	離職証明書の写し、求職活動申立書（所定様式）、ハローワークの相談記録等のいずれか
職業訓練等	保護者が学校、職業訓練校又は専修学校等に通学している場合（自動車学校、自宅学習や趣味の講座・カルチャーセンターは不可） ※月 64 時間以上の就学で認定	卒業・修了予定日が属する月の末日まで	在学証明書、時間割表
児童虐待・DV	児童虐待（おそれも含む。）又は配偶者からの暴力	最長 3 年間（就学前まで）	お問い合わせください
育児休業	育児休業時に、既に保育施設に入所している児童が引き続き利用する必要がある場合のみ	育児休業の期間	育児休業証明書（所定様式）
その他	上記の状態に類する場合	必要と認める期間	お問い合わせください